

平成27年度第2回千葉県経済農政局指定管理者選定評価委員会観光部会  
会議録

- 1 日時：平成27年8月12日（水）午後1時56分～3時30分
- 2 場所：千葉県議会棟 第4委員会室
- 3 出席者：
  - (1) 委員  
大原明保委員（部会長）、河合謹爾委員（副部会長）、善積康夫委員、古賀学委員、  
西田直海委員
  - (2) 事務局  
今井経済部長、柿崎経済企画課長、山崎集客観光課長
- 4 議題
  - (1) 千葉ポートタワーにおける指定管理者募集条件、審査配点等に関する事項について
- 5 議事の概要：
  - (1) 千葉ポートタワーにおける指定管理者募集条件、審査配点等に関する事項について審議を行った。

6 会議経過：

**【柿崎経済企画課長】** それでは、定刻前ですが、皆さんお集まりになっておられますので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会を始めさせていただきますが、本日、司会を務めさせていただきます、私、経済企画課長をしております柿崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

資料1といたしまして、指定管理者募集に係る関係文書の変更点について。資料2が千葉ポートタワー指定管理者募集要項（案）でございます。資料3が同管理運営の基準（案）でございます。資料4が同様式集（案）でございます。資料5が同予定候補者選定基準（案）でございます。資料6が事業者選定に係る審査方法等について。

参考資料といたしまして、千葉県経済農政局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について。参考資料2といたしまして、千葉ポートタワーの管理に関する基本協定（案）。最後、参考資料3ですが、指定管理者総合評価シート（ポートタワー）ということで、参考資料については1から3がついております。

不足等がございましたら、お知らせいただければと思います。

なお、資料1から5までの資料につきましては、情報公開条例第7条に規定する不開

示情報を含みますことから、本日の部会終了後、回収させていただきますので、ご了承願います。

ただし、資料への書き込み等については差し支えございませんので、よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の成立について報告いたします。

本日の出席委員は、総数5名中、全員の方がおそろいになっておりますので、条例第10条第2項によりまして会議は成立しておりますことを報告させていただきます。

次に、会議の公開及び議事録の作成についてですが、お手元の参考資料1「千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」をご覧くださいと思いますが、「1 会議の公開の取扱い」(1)のただし書きにございますとおり、「公募の方法により指定管理者予定候補者を募集する場合における募集条件、審査基準及び指定管理者予定候補者の選定に関する事項を審議する会議は、非公開とする。」と、委員会において決定されております。

本日の会議は、「募集条件、審査基準に関する事項の審議」に当たりますことから、非公開となりますので、あらかじめご了承願います。

なお、会議録につきましては、事業者の選定後、不開示情報に当たるおそれのある部分を除きまして、原則公開とする予定でございますので、ご了承願います。

それでは、開会に当たりまして、経済部長の今井より、一言ご挨拶申し上げます。

**【今井経済部長】** 経済部長、今井でございます。

本来であれば、この場で、経済農政局長鎌田からご挨拶申し上げるところでございますが、本日、所用によりまして、かわりまして私からご挨拶させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お暑い中、また大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、第2回の観光部会ということで、千葉ポートタワーの公募を行うに当たり、第1回の部会におきまして、委員の皆様方から頂戴いたしました評価内容を踏まえまして、公募に係る募集条件や審査基準等につきまして、事務局案を作成いたしましたので、これらをご審議いただきたいと存じます。

委員の皆様方には、豊富な経験と専門的な立場から、忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、今後の募集や選定に反映できればと考えております。

簡単ではございますが、開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**【柿崎経済企画課長】** それでは、ここからは大原部会長に議事の進行をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**【部会長】** それでは、ただいまから平成27年度第2回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会観光部会を開会いたします。

議題(1)として、「千葉ポートタワーにおける指定管理者募集条件、審査配点等に関する事項について」に入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

**【山崎集客観光課長】** 集客観光課長の山崎です。よろしくお願いいたします。座って説

明させていただきます。

では、私から、募集要項（案）をはじめとした関係文書の重要な点や前回公募時と大きな変更点を中心に説明させていただきます。

まず、公募の概要ですが、まず最初に、現在の指定管理者の株式会社三越環境ビル管理が4月1日に社名変更しまして、株式会社アイム環境ビル管理となっていることをお知らせしておきます。

その指定期間が平成23年4月1日から平成28年3月31日までとなっておりますので、今回の指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となります。

選定の手順といたしましては、選定評価委員会による審査を経て、応募者の中から第1順位から第3順位までの法人等を選定し、第1順位の法人等から協議を進めてまいります。選定にかかる日程に関しては、こちらの表に、資料2の3ページに記載されているとおりとなっております。

ただ、できればここにある1、募集要項等の公表・配布が8月25日からという形になっておりますけれども、説明会は28日にあるものですから、今日の委員会のいろいろな意見を踏まえて、修正が間に合えば、できるだけ前倒しで早めに公表したいとは考えております。

それから、募集要項、指定管理者予定候補者選定基準、様式集、基本協定につきましては、本市業務改革推進課による様式ルールの全庁的な統一が図られました。そのため、資料1にございます指定管理者公募に係る関係文書の変更点についての説明欄で、全庁的なルールに基づく変更を説明欄に記載させていただいております。

それでは、初めに、こちらの指定管理者募集要項（案）、資料1と資料2を見ながら照らし合わせてご確認いただければと思います。

まず、番号1番、募集要項4ページになります。設置の目的等についてですが、前回には千葉ポートタワー設置管理条例第1条「国際港千葉港のシンボル及び港湾に親しめる観光施設として本施設を設置する」と定めておりました。今回からは、条例上の目的に加え、「ビジョン」と「ミッション」が追加されました。こちらは全庁的なルール統一によるものです。

今回追加されましたビジョン（施設の目的・目指すべき方向性）については、千葉市の観光戦略の拠点施設として位置づけ、地域の活性化を図っていくことと決めました。

また、ミッションについては3つ定めておまして、1つ目は、千葉・みなと・海の魅力を発信し多くの集客につなげること。2つ目は、周辺施設と連携し回遊性を高め、千葉みなと地区に賑わいを創出すること。3つ目は、築30年を迎える当該施設を継続的に運営するための保守管理をすることと決めました。

続きまして、番号2、募集要項6ページ、(4)指定管理者制度導入に関する市の考えです。こちらは、前回までは項目がありませんでしたが、全庁的なルールに基づき、成果指標、数値目標が追加されました。

指定管理者制度導入に関する市の考え方については、募集要項に記載のとおり、民間事業者の手法・発想による弾力性・柔軟性のある施設運営を考えております。

また、指定管理者に対し多様化するニーズに効果的・効率的に対応していただき、来館者数の増加や来館者サービスの向上を期待しております。

ここで記載した多様化するニーズとは、ファミリーやカップル、それからシニア、お一人での来館。それから多様化する来館者層と来館目的ですが、来館目的も展望に限ることなく、イベントや物販施設、ラウンジ利用、近隣施設利用とあわせて来館していただくなど、幅広いニーズを酌み取っていただきたいと考えております。

成果指標については4つ決めました。1つ目は、継続的・持続的な運営管理。2つ目は、市民・来場者サービスの向上。3つ目は、施設管理のノウハウを生かすことによる管理経費の縮減。4つ目は、周辺施設と連携することによる、新たな魅力の創出と情報発信です。

次に、数値目標は2つでございます。1つ目は、来館者数年間8万2,000人以上、5年間で41万人以上。2つ目は、満足度90%以上としております。

指定管理者へ来館者増を求めたい気持ちもありますが、当面、過去の実績に基づき算定した来館者数を求めてまいりたいと考えております。特にこの8万2,000人というのは、平成23年からポートタワーの今回の指定管理をやっておりますけれども、23年は震災の影響がありまして、3カ月閉館をしているので参考にならないということで、平成24年から平成26年までの平均の来館者数を取りまして8万2,000人以上という形でしております。

この来館者数目標は、前回の評価委員会でご指摘がございましたとおり、減少傾向も予想される中、実施困難な目標を設定するのではなく、現状、先ほど言った平均と今後の経済情勢を加味して来館者数を目指したいというふうに考えて、平均とさせていただいております。

それから番号3、募集要項7ページ、(2)市民利用についてですが、これまで当施設の募集要項には項目がございましたが、市の他の施設と足並みをそろえて、記載のとおり、千葉市の市民の日の施設無料開放を募集要項に追加しております。これは今現在も所管課から依頼をされて市民の日は無料開放をしているもので、今後も続けたいと思っておりますので、今回は要項の中に盛り込ませていただきました。

それから番号の4、選定結果の公表です。こちちは、これまで項目がやはりありませんでしたが、全庁的なルールに基づき、アからオのとおり、応募者の名称や採点結果等をホームページにより公表することとなりましたので、追加いたしました。

同様に番号5、募集要項11ページ、8、応募に関する事項、(1)応募資格として、アからコまで追加しました。

また、番号6番、募集要項12ページ、(6)失格のアからキのとおり、具体的な例を追加しております。

次に、番号7、募集要項15ページ下に、指定管理料の基準額について新たに記載しております。

次に、番号8、9、募集要項16ページから17ページのとおり、利益の還元について、趣旨や還元額、還元方法を追加しております。

番号10、募集要項17から18ページの審査選定については、選定評価委員会による選定

基準のみの記載に変更しております。

いずれも全庁的なルールに基づく追加となっております。

なお、番号7、指定管理料の基準額については、全庁的なルールに基づくものですが、今回の指定管理者選定より指定管理の基準額を定め、募集要項に公表することとなりました。この基準額とは、指定管理料の上限額であり、この金額を上回る提案については失格となります。応募者はこの基準額の範囲内で応募することとなります。

その指定管理の基準額ですが、財政課と協議を経た上で、5年間で3億6,168万4,000円となりました。参考までに前回5年間は3億5,200万円でございます。過去5年間の指定管理料の実績を基準に設定をしておりますが、具体的には、支出において物価指数と国内企業物価の伸びや平成29年度からの消費税改定を見込みつつ、多額の経費をかけていたイベント費について、効率的な運営を期待し、実績より節減を求めるとし、収入については、利用料金収入が減少傾向にあります。先細りの計画ではなく、努力目標も加味し、先ほど言った3カ月閉館していた23年を除いた平成24年から26年度の実績を平均として、5年間同額の維持を求めてまいります。

前回の評価委員会での指摘がございましたとおり、多額のイベント経費による赤字と、高過ぎる料金収入目標を改めたいという考えから、このような見込みといたしました。

募集要項の大きな変更点については以上となります。

続きまして、指定管理者管理運営の基準を説明いたします。お手元にあります資料3、指定管理者管理運営の基準をご用意ください。

こちらは、全庁的な様式の統一はございませんでしたので、前回の基準書をベースに、変更や時点修正をいたしました。

資料1の番号11、管理運営基準の7ページになります。利用料金についてですが、前回は大人410円でしたが、今回は大人420円となっております。こちらは消費税増税に伴い、平成26年4月に料金改定を行った結果、金額が変更となっております。

番号12、管理運営基準の8ページ、イ、その他、(ア) 免除するもののaですが、これまで千葉県内在住の60歳以上の高齢者は減免としておりましたが、平成28年4月からは、60歳以上が対象であった減免を65歳以上に引き上げることとなっております。そのために変更となります。これは、我々、前回の指定管理の途中に、全庁的に60歳から65歳に無料の対応を引き上げておりますので、全庁的な形で、この指定管理の入れかえのときにやっという考えのもとに行います。

それから、番号13、その下のeですが、前回までポートパークにて千葉市民花火大会を開催しておりました。そのため、花火大会をポートパークで開催する場合、市職員の入館は免除とすることとしておりましたが、平成24年から千葉市民花火大会が海浜幕張へ会場変更したため、花火大会に関する記述は削除いたしました。

それとともに、千葉みなとの賑わい創出につながる大漁まつりなど、新たに市主催行事、開催しているものがございますので、そうした行事の開催時は、当施設を拠点とする可能性があるため、市主催行事を開催する場合、開催当日は市に使用させること。また、関係職員の入館に係る利用料金を免除することと表現を改めております。

番号14、管理運営基準の8ページ、(イ)減額するものについては、前回は平成22年度時点の実績を記載しておりました。今回は平成27年、今の指定管理者が行っている実績に時点修正をしております。

番号15、管理運営基準16ページ、修繕に係る費用についてです。前回までは500万円以下の場合に指定管理者が負担するものと定義しておりましたが、今回はこの金額を500万円から100万円に変更いたしました。変更の理由としては、これまでの修繕実績と他施設の設定額を考慮したためです。これまでの指定管理者の修繕実績はほとんどが100万以下で済んでいること、それから、ポートタワーと同様の施設は市にはないんですが、同様な大規模施設が全て100万円以下ということになっていることから、この金額に改正しました。

また、大規模修繕が必要となった場合については、県と市の協議により折半で修繕を行っております。

番号16、管理運営基準の23ページ、関係機関との連携です。ポートタワー及び周辺施設との連携により開催されていた千葉ポートパーク周辺施設連絡協議会について、前回は関係機関との連携を図るため、以下の会議に参加し、積極的に連絡調整業務を行うことと記載しておりましたが、今回は周辺施設及び関係機関との連携を図るため、以下の会議に事務局として参加し、適宜連絡調整業務を行うこと。特に、昨年から「千葉みなとマリノフェスタ」等、同協議会が主催するイベントの開催がされておりますので、こうした記載と改めさせていただきました。

これは同協議会の要項の中に、要項変更により、本施設、要するに、ポートタワーの館長が会長になったことと、それから、やはりポートタワーを中心に利用促進をするため、周辺施設と連携すること、みずから働きかけることが重要である、ポートタワーの利用促進のために重要であると考えたため、記載を改めました。

番号17、管理運営基準の25ページ、自主事業、物販・飲食事業です。こちらは、千葉市民花火大会が、千葉みなとから幕張へ会場変更になったことによる変更です。

次に、資料4、様式集ですが、この中の一番表に書いてあります2番の指定申請の日に属する事業年度の前3事業年度における以下の計算書類等というのがあるんですけども、この(1)の貸借対照表から(5)の附属明細書については、従来は1年分の提出でしたが、今回から全庁的なルールで3年度分を提出することとなっております。

また、6の団体の概要については、他政令指定都市の、ちょっとこれ、ページが振っていないのであれなんですけれども、二、三枚めくっていただくと、団体の概要というのがあると思うんですけども、これは他政令指定都市の提出書類を参考に、あまり詳細なデータを求めないこととし、やはりこれも全庁的なルールで変更となっております。

さらに、もう2枚ぐらいめくっていただけると、指定管理者労働条件チェックリストというのが新たに追加されております。こちらも全庁的なルールとなっております。

申請書類については以上でございます。

続きまして、指定管理者候補の選定基準について、資料5をご用意ください。

今回、全庁的なルール化により規定された様式をもとに作成をしております。そのため、これまでごらんいただいた資料1、変更点には記載がございませんが、基本的には

全庁ルールの様式どおりとしております。

市として重要視したい項目について、施設ごとの項目の追加や配点変更することができるとなっております。

4ページをお開きください。こちらが審査項目及び配点の一覧となります。網かけになっている部分が、今回、市として追加及び重視した部分になります。

追加及び重視した点は3つございまして、まず、4、施設の効用を最大限発揮するものであることの(4)の施設の利用促進の方策です。こちらは、配点5であったものを10点に増加配点いたしております。前回の評価委員会では、イベントの実績が入館者数や入館料収入につながっていないとのご指摘もありました。このため、次の指定管理者へは、イベント実施や各施設を入館者数や利用料金につなげることを重視したいと考えております。

次に、(5)周辺施設との連携です。こちらは、最初の様式はなかった項目を私どものほうで追加をいたしました。これは、立地的にもタワー単体で集客するよりも、周辺施設と連携した場合のほうが集客力が強いと判断したためです。実際に県の美術館の再オープン時には、美術館利用者がそのままタワーへ来館し、利用料金収入や売店、ラウンジ収入につながったということもあり、重要であると考えております。

次に、(6)地域の賑わい創出です。こちらも同様に項目を追加いたしました。やはりタワー単体での賑わい創出にとどまらず、千葉みなとの地域に賑わいを創出することで、行ってみたい地域、行くと楽しい地域として、千葉みなとエリアのブランド力向上に努めていただきたいと考えております。

以上の理由により、配点変更項目の追加をいたしました。

それから、6ページなんですけれども、各項目の審査・採点方法についてですが、原則は表に示してあるとおり、AからEの5段階評価となりました。

また、(イ)に掲げる審査項目については、それぞれ次ページ以降に示す方法により評価を行っていただくこととなりました。

なお、特に大きな変更点としては、12ページにございます管理経費、指定管理料の評価なんですけれども、業務改革推進課のほうでいろいろな今までの経緯を鑑みて、従来、「千葉市測量・建設コンサルタント等業務委託低入札価格取扱要領」を参考に、上限額の3分の2以上、10分の8.5以下の額に相当する額を今までは下限として設定し、これを下回る場合は業務が適正に履行されるかを調査し、適正に履行されないおそれがあると認められる場合は、失格の対象としていました。しかし、失格という重大事項を決定するための業務が適正に履行されないおそれがあることの証明は、現実的に困難であるため、下限額という概念を廃止いたしました。これにかわるものとして、施設の管理コストとして適正と認められる費用を基準額とし、こちらに書いてあります基準点という基準額を超えないものについては、まず12点、全てに加点をして、それからこの基準額からさらにどれだけコストを削減できるかを採点要素として20点満点がつく形としております。加算点については計算式が表記のとおりになっておりますけれども、一応、市のほうでは、標準目標削減率を10%となっておりますので、こちらも10%と考えておりま

す。

目標削減率以上のコスト削減が行われた場合でも、失格とする判断をするための調査は行わないこととしておりまして、こちらについては、収支見積りの妥当性で、この前のページにあるんですけれども、こちらの中で慎重に審査することとしております。

これが今回、全庁的なルールで大きく変わった点でございます。

それから最後に、基本協定書になりますけれども、こちらについて、参考資料2として一番最後にあると思うんですけれども、こちらも全庁的なルール化により規定された様式のもとで作成しておりまして、前回と主な変更点については、資料1の18番目以降に記載しております。今後、選定された指定管理者との協議により決定することとなっておりますので、参考までに配付させていただきました。

私の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**【部会長】** ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

採点基準あるいは利益還元方法と重大なところに変更があったようなんですけれども、皆さん、ご意見ございませんか。

資料3、運営基準のページ8の1行目、これまで60歳以上が利用料金免除だったものを65歳に変更するということなんですけど、ここにある表現ですけれども、「65歳以上の高齢者で」というのは、「高齢者」という言葉は要らないんじゃないかというのと、「老人手帳等公的機関発行の身分証等を提示して入館する場合」、老人手帳というのは、今、世の中に存在するんですか。

**【山崎集客観光課長】** 確認させてください。

**【部会長】** ですので……。

**【山崎集客観光課長】** 確認して、そぐわないようであれば……。

**【部会長】** というのは、この表現がそのまま基本契約にこの表現で載ってきていると思うんですよ。

**【山崎集客観光課長】** はい、そうですね。では、そのところは、市の中で確認をさせていただいて、実態に沿った表現にしていきたいと思います。

**【部会長】** 工夫して見ていただきたいと思います。

**【山崎集客観光課長】** はい。

**【部会長】** 先ほど説明、時間の関連でも、これが終わってしまうと、もう何もないので、あえて意地悪で言いますが、申しわけないんですけれども、もう一度、採点基準の変わったところを委員が理解できるように説明いただけませんか。

**【山崎集客観光課長】** 特に今回大きく変わった、まず、資料5、6ページなんですけれども、ここが5段階評価になりました。以前は、優、良、可、不可の4段階だったのが、今回さらに評価を5つに分けてやるということで、基本的にはこの項目でやることとなっております。次のページに行きますと、特に網かけをした部分は、この今言った原則に基づかず、こちらに書かれている部分で、例えば、「施設の管理を安定して行う能力を有すること」という部分については、この集客施設、うちのポートタワーも集客施設なので、公の集客施設の管理実績があるかないか、あれば通算で何年あるのかど

うかというところで点数をつけていく配点としております。

それから、団体の経営及び財務状況につきましても、こちらの部分で評価をしていただく形になります。

それから、次のページの10ページ、今回、成果指標、それから数値目標を新たにつくりましたので、こちらの評価で成果数値の目標についての考え方を、この項目に沿って審査をしていただく形となっております。

先ほど言った、もう一度、説明させていただきますと、過去この委員会でも上限、下限があって、いろいろと委員さんからもご指摘があったと思うんですけども、いろいろな市の中の評価委員会等で、やはり失格をするのに調査をどういうふうに行うのかとか、そういった議論もあったようで、業務改革推進課のほうで、一番ここの点は見直した点となっております。

例えば、ここの場合で行きますと、仮に1億円という数字が基準額といたしますと、1億1,000万円でもし提案があった場合は、そこはもう失格になってしまいます。例えば9,800万円という数字で出してくれば、まず加点が12点つくことになります。それに加えて、200万円の基準額からの削減率を求めまして、この加点の式に当てはめて、それが自動的にポイントに変わるところが大きく変わったところになります。

それで、じゃあ、もっともっと下げてきてしまった。例えば今、10%ということは9,000万円なんですけれども、8,000万円とかと出してきてしまったものはどうするのか。これは今までもし下限を定めていると、調査をして履行がきちんとできないようであれば失格というふうに委員さんの中で決めなければいけなかったものなんですけれども、そこを、下がっても、その場で失格はまずないというところと、ただし、この前提時である収入支出見積りの妥当性というところで皆さんで判断をしていただく。それは当然、例えばポートタワーで言いますと、我々が考えている収入よりすごく多く収入を見込んで指定管理料を下げることは、収入を多く見込めばできてしまうんですけれども、それを見たときには、多分こんな収入は見込めなくて、この指定管理料では足りないだろうという判断もできると思いますので、そこら辺をこのA、B、C、D、Eということで判断していただいて、過半数の委員が「D」と評価した場合、または1人以上の委員が「E」の評価をした場合、選定評価委員会において協議し、それを失格とするのが相当であるか否かを判断すること、それから、全ての委員が「E」と評価した場合は失格とするというような形にして、前回までの下限を下回った場合に履行できるかの調査をして失格の判断をするという項目はなくしたという形で、ここが非常に大きく変わっております。

それから、次のページ、その他市長が定めるところで、これはもうほんとうに、まず市内産業の振興については、市内業者の場合、それから準市内業者、準市内業者というのは、支店もしくは営業所等が千葉市内にある場合、それからもう全く千葉市にはないものが市外業者という形で自動的に点がつくことになります。

それから、市内業者の育成については、市内業者の育成のために市内発注をしていただけるかどうかの判断になります。

それと(3)市内雇用への配慮。こちらについては、市内在住者の割合により、以下のとおり採点するとしておりまして、8割以上、5割から8割未満、2割から5割未満、

2割未満という区分けをしております。

それから、障害者雇用の確保につきましては、その事業者の法定雇用率達成状況により、2%を上回っているか、上回っていないかで点数が、aは点数が最大で2点、残りの1点は何かという、指定管理を行う施設において障害者雇用をする場合には1点、ない場合は0点という形で、aとbの得点で合計することとなっております。

それと、最後なんですけれども、施設職員の雇用の安定化への配慮という形で、こちらについては4段階で採点をするような形になっております。

やはり今回は、そういった意味で、かなり評価の仕方が変わっておりますので、こちらを踏まえて評価をしていただくような形になります。

**【部会長】** それで、12ページのところの加算点、つまり、満点が20点ですよ。とりあえず12点をいただいて、加算点が8点になるというのは、これ、どういう、「8×(基準額からの削減率)／10%」、どういう数字……。

**【山崎集客観光課長】** 実際に言いますと、例えば、先ほど言った1億円が基準額としたしましたら、9,000万円を出してきた場合は、1,000万円が削減率になりますから10%……。

**【部会長】** 1,000万が……。

**【山崎集客観光課長】** 要するに、10%。

**【部会長】** 10%ですよ。

**【山崎集客観光課長】** 10%削減しているということで、8掛ける10%割る10%なので、10%割る10%が1なので、8点つきます。

**【部会長】** じゃあ、20%であれ、30%であれ、これは……。

**【山崎集客観光課長】** 8点以上はつかないです。

**【部会長】** もう10%ということですね。

**【山崎集客観光課長】** はい。

**【部会長】** その削減率が5%であれば。

**【山崎集客観光課長】** 5%であれば、4点。

**【部会長】** 4点になるはず。

**【山崎集客観光課長】** はい。ですから、9,500万円の場合は4点。

**【部会長】** はい。削減率、パーセンテージで出てくるということ。

**【山崎集客観光課長】** はい。

**【委員】** よろしいですか。

**【部会長】** はい、どうぞ。

**【委員】** 資料2、指定管理者募集要項の15ページ、指定管理者の基準額については、過去の実績に基づいて若干減少してきたということも踏まえた上で、あと物価指数等を考慮して、3億5,200万円から3億6,100万円にしたということですね。

**【山崎集客観光課長】** はい。

**【委員】** その次の16ページの上のほうですけれども、「収支予算書において基準額を超える額を提示した場合は、失格とします」と、つまり、この応募者は全員基準額を超える額を提示してくださいということだと思いうんですね。

【山崎集客観光課長】 反対。超える額を……。

【委員】 少なくなることを要望して、超えた場合には失格としますということですよ。市の方針としては、指定管理料は減少するように持っていきたいという趣旨はよく理解できますけれども、5年前に同じ趣旨で判断して現指定管理者を指定して三越環境ですよ。私は少なくともこのぐらい行くのかなと思ったら、大幅な減額をして、それについて当然市のほうも分析をされていると思うんですが、その問題は次に質問しますが、その前に、この「なお、市が支払う指定管理料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として毎年度、市と指定管理者の協議の上、決定するものとします」という、ここの説明は、基本契約時点の額は仮置きです、毎年変えてきます、世の状況に応じてというご判断だと思うんですけども、これはどういうふうに理解したらいいんですか。

【山崎集客観光課長】 これ、全市的にこういうふうな書き方をしておるんですけども、実際に指定管理者が提示した金額で市は予算は組みます。ただし、指定管理者がきちんとした経理上の管理、要するに、むだなお金がないかは、一応、市としても精査する必要があるものですから、そういうものを踏まえて適正に処理されていれば同じ額で行きますし、必ずしもというところを一応うたわせていただいております。

【委員】 増額することもあり得るということですね。

【山崎集客観光課長】 増額は、提示した額では、これを上限としてとなっているので、増額は考えていないんですけども。

【委員】 ここのこの文章で増額は、上限としてで……。

【山崎集客観光課長】 はい。

【部会長】 これ、上限というのは、5年トータルの額が上限になるのか、それとも単年度が上限になるんですか。減額がないというのは。決定基準額、管理料というのは5年間の管理料ですよ。

【山崎集客観光課長】 そうですね。

【部会長】 それ以外の数字はないですよ。年ごとにやるというからおかしな……。どうなったの。年ごとに変えることになったので、変動性を持たせるということになったとすれば、その年によっては5分の1以下だったら上限アッパーもあり得るということになるでしょう。

【山崎集客観光課長】 そうですね。ちょっとここの部分は、私も今、ふと考えると、そういうところがございまして、この考え方を業務改革推進課に確認をしておきます。申しわけありません。

【委員】 還元率、還元の問題もあるし……。

【山崎集客観光課長】 そうですね。

【委員】 その点は……。

【山崎集客観光課長】 確認させて下さい。

【委員】 契約書としていいのかなと思います。

【山崎集客観光課長】 確かにそうですね。

【委員】 それはそれとして、その前の基準額ですが、基準額がリミットを決められ

れば、提示する側は必ずそれを満たすような応募額になると思うんですけども、そのときに実現可能性の問題を当委員会でヒアリングをする過程で判断を委ねられていると思うんですが、前回も同様、特に利用料金収入をこの施設の場合に新しい応募者は必ず自分では達成できると確信を持って書いてきた文面を見ながら、現実には難しいんですよという、ここはほんとうにこうできるんですかということも聞いても、なかなか判断は難しいだろうなと一委員として思うんですが、この施設に関する限り、基準額を満たせるという判断が、満たさなかったら失格に値するということで点数がそんなに重要なことなのか、そこにいろいろ点数はあくまでその部分は15点か20点ぐらいですよ。15点ぐらいかな。ほかのほうでより意味のある提案をされて、合計点がいいのに、その実行可能性の薄いところの数値で判断することがそんなに失格に値するものなのだろうかというすごい疑問を持ちました。出させてもいいんじゃないか、失格に値するものなのか、1番から3番に入れないのかなど。その辺の金額が、私は応募者の立場に立ったときに、過去の数値を見ながら、利用収入が、運営管理経費とか、自主事業による収入はいろいろな方法で増加させることはもちろんできますが、利用料金収入を上げる手立てがどのくらいできるか。現管理者の応募されたときの数字、状況などを多少理解している者としては、上げられないんだという判断が難しいなと思うんですけども、今言った失格に値するのだろうかというところは、やっぱり全市の考え方としては、それは失格に値すると考えざるを得ないのか、いや、利用収入としては、だんだん落ちてきているんですよ。その施設に対してそれは絶対条件として認めざるを得ないことなのかということ、全社的なものに話し合っても受け入れられない状況なのかどうか、教えていただけますか。

【山崎集客観光課長】 結論……。

【部会長】 その前に、この3,600万円ですか……。

【委員】 3億6,000万。

【部会長】 この数字は、これは今回実績が幾らなのか、この数字がおよそ考えられないようなとんでもない数字なのか、今回実績は幾らでしたか。

【山崎集客観光課長】 こちらのほう、まず収入については平成24年から……。

【部会長】 いやいや、そうじゃなくて、今やっている5年間に対して出ている管理料は幾らなんですか。

【山崎集客観光課長】 管理料、全体のですか。

【部会長】 はい。

【山崎集客観光課長】 5年間の計が3億5,200万。

【部会長】 3億5,000……。

【山崎集客観光課長】 3億5,200万ですね。

【部会長】 200万。

【山崎集客観光課長】 はい。

【部会長】 3億5,200万が3億6,100万、168万、約1,000万ちょっとの増額になったと。

【山崎集客観光課長】 はい。

【部会長】 基準額として募集するということですね。

【山崎集客観光課長】 はい。

【部会長】 多分この配点基準で行くと、減額者が20点に近い点数を占めるとすれば、配点バランス的にこれが一番ウエートを占める項目だから、結果的には、多分、今回実績の3億5,200万ぐらいのところでは落ち着くんじゃないか。つまり、実質的には違いがないような数字を描いているんじゃないかと思うんですけども、つまり、この数字が出てきたというのは、そこらあたりじゃないかと思うんですけども、その数字を踏まえた上で今回の質問は2つあると。管理料というのはそんなにウエートを置く必要があるのかということ、それが1つ。基準額算出の根拠は一応あるんだろうけれども、やってみなければわからないところもあるんだから、そんなウエートを置く必要がないんじゃないか。どうなんですか。超えてもいいんじゃないかというような、そういう2つの……。

【委員】 超えても、ほかの点数がいいところが……。

【部会長】 失格まで行くほどのものなのかというような。

【山崎集客観光課長】 まず、先ほど言った超えてもいい、失格にならなくしてもいいのかというのは、これは申しわけありません、全庁的なルールなものですからできないという回答をせざるを得ない。ただ、今言った採点、配点をこんなに、逆に言えば、こういう施設なんだから、減少傾向にあるんだから、ぎりぎりまでやってきたところも、ほかのところできちんとやって、ここのところの配点をということであれば、もう少し配点を下げるとは実際にはできます。ウエートを下げるとは、ほかのところにウエートを上げようということは。

例えば、さっきの配点の中で、何%以内というのがたしかあった。この条文に対してルールが。

【部会長】 それはどうなんですか。今、答えを先取りするようだけれども、全庁的なルールで20点というようなウエートは……。

【山崎集客観光課長】 いや、20点の中でルールが……。

【部会長】 全庁的でもないんですか。

【山崎集客観光課長】 全庁的なルールで課でウエートを変えることができるんですね。ここの部分についても何%という……。料金設定の中で、何%から何%の間で点数を配点しなさいというのがあるので、そのパーセントを下回ることができないので、もし委員の中でここにもう少し配点を置いたほうがいいということであれば、そこを下げられる分まで下げてという考えはできると思います。

【部会長】 満点が何点で、20点というのは何%ですか。

【山崎集客観光課長】 今、配点が全体の満点のうちの5%以上20%以下という配点になっているので、今多分、20点だから、160点で15%ぐらい。例えば10%にして、残りの部分をこういうところに入れてくれというご意見がございましたら、そういう変更はできると思います。ただ、先ほど言った基準額を超えるというのは、これは我々のルールでできないものですから、そういうご意見があれば、その分をどこかに持っていくという、ここに重きを置こうよという。

例えば、今言った施設の利用方針の方策は、我々は10点に5点加算していますけれども、例えばここにもっと加算したほうがいいんじゃないかということであれば、そういうことは今回の委員の意見を踏まえてやれることと思いますので。

**【部会長】** それで今日結論が出るのかどうなのかというところなんですけれども、とにかく大きな問題が初めから、この委員に首を突っ込んだ段階から大きな問題、つまり、こういう指定管理者制度の導入目的が、これに書いてあるように、資料2の2ページ一番上、「公の施設の管理運営に民間事業者の有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上や管理経費の削減につなげ」、つまり、管理経費の削減にウエートを置くのであれば、上限の20%にウエートを占める採点でもそれはよろしいんじゃないかと思うし、市民サービスの向上という点を考えれば、もっとほかのところに配点を置かなければいけないという相当難しい問題だと思うので、何か資料があるんだしたらここで結論を出せるかと思いますが、ちょっと今の採点基準がおかしくて、この委員会としてはこうするという数字を出すのは……。

**【委員】** それは難しいですね。

**【部会長】** 難しいと思いますよ。

**【委員】** この基準額というのは、こう決めなければいけないというルールはないんですよね。

**【部会長】** それは今は……。

**【委員】** 基準額。

**【山崎集客観光課長】** これは財政と……。

**【委員】** 3億6,100万。

**【山崎集客観光課長】** はい。もちろん財政との協議はありますけれども。

**【委員】** 財政との協議。

**【山崎集客観光課長】** 財政と協議した結果。

**【委員】** 協議があつて、毎年下げなければいけないという協議の前提があるんですか。

**【山崎集客観光課長】** 毎年下げなければいけないというよりも、財政としては、今回、財政のほうで協議したのは、結局、先ほども平成23年は震災の関係で収入もやっぱり下がってしまっていますので、平成23年度は備品代がすごく初期投資でかかっているんですけれども、そのほかの部分では同じになっているので、平成23年度実績というのはずは抜いていただきました。それから、平成25年も修繕があまりやられていないということで、きちんとした修繕とかを計画的にやっている25、26年度を平均して触れてあります。だから、極端に切るということをせずに、備品もきちんとしてつ付けてくれたり、ある程度、我々としても納得の行く数字で落とすところがあったのかなとは思っておるんですけれども、収入についても、伸びるという形にせずに、この3年間の平均の収入にして、それを維持していくという形にしてもらっていますので、前回はこの目標がなかったものですから、指定管理者がすごい目標を立ててきたりいろいろあったんですけれども、うちは目標としてこれだけの収入を維持しましょうねという形にしているので、そういう意味では財政とある程度協議ができたのかなとは思っておるんですけれども。

特に今回の指定管理者、5年間の中で初期投資がいろいろな、                    もあったんですけれども、椅子をきれいにしたりとか、そういうものの中で2,600万円ぐらい備品だけで使っているんですね。それが多分、今回はもう5年前に変えているので、そんなにかからないんですけれども、ただ、平均して年間500万円の備品代はきちんと財政も認めてくれましたので、そういう部分である程度は、それはもうお金の範囲の中で指定管理者が提案してくることになると思いますので、我々は年間500万円も備品にかかると思いませんので、そこをつけてくれたというのも、我々としてはよかったのかなと思っておりますので、金銭的には一応財政とは折り合ったのかなという。

**【部会長】**　　ということで、私の意見としては、まず基準額の金額に特におかしいと言える根拠は何もないと思いますし、現在の管理料配点が20点を占めるということについても特におかしいとする根拠もないので、あえて提案されたものを変更するところまでの意見は持ちません。

**【山崎集客観光課長】**　　一応、先ほどの話の中で、20点という配点も本来だと20%までできるので、本来もうちょっと高くすることができるんですけれども、我々としては、標準的なポイントの率にはさせていただきます。

**【部会長】**　　ということで、ほかにご意見等ございますでしょうか。

**【委員】**　　ちょっと聞いてもよろしいですか。

**【部会長】**　　はい、どうぞ。

**【委員】**　　資料3の8ページのところで、さっきの減額するものというところで、減額していいものが決まっているじゃないですか。

**【山崎集客観光課長】**　　はい。

**【委員】**　　それは例えば、指定管理者が、もう少し工夫の余地として減額するというような判断をしたいものが出てきたときは、自由度はあるんですか。

**【山崎集客観光課長】**　　次のページ、上記の場合は指定管理者が事前にやるという形になっているんですけれども、そもそもこの減額というのは、一番上に「減額する額について、事前に市と協議を行い」とあるんですけれども、逆に言えば、そのほかにも、規則の中に……。いずれにしろ指定管理者と市が協議をしてという項目があるはずなので、そこで新しい指定管理者が、例えば、今度、栈橋ができる、そういうところと一緒に、例えばレストランの事業者とというのは、市に相談してくれることはいいと思っております。そこで市の判断は必要になると思いますけれども、いろいろな提案はしていただいて結構だと思っておりますので、そういう部分で利用者増を目指してもらうとか、市のほうも、利用者増を目指してほしいと思っておりますし、先ほど言ったように、周辺施設との連携を非常に重視して、これから港の栈橋ができる中で、先ほども言ったみなとエリアの賑わいづくりの拠点にもなっていただきたいと思っておりますので、そういう意味の提案、勝手に契約するようなあれはないんです、きちんとした目的があって、きちんとした理由があるものであれば、市のほうは相談に乗れると思います。

**【委員】**　　例えば、指定管理を立候補するときに、そういう提案をきちんとしてもらおうというか、ということがまた判断の基準になるという。

**【山崎集客観光課長】**　　はい。多分これで説明会をやりますので、説明会で質問を受

けたりもします。今、これだけしかできないんですかという質問があれば、先ほど言ったように、目的ときちんとした理由があれば、市は相談に乗りますという話是可以としますので、そうすると、その提案をもしかしたら生かしてくるかもしれない。

**【委員】** そこら辺はやっぱり今の港の状況とかをよく調べて、こうしたらもっとよくなるよということが、まだ伸びる余地のある項目なのかもしれないなというふうに思うし、あと、60歳が65歳以上になったというところでは、来る人も8万2,000人目標だけれども、そこまで行くかと言ったら、どうなのかというところでは、そこら辺、何かしつかり説明をしてあげて……。

**【山崎集客観光課長】** そうですね。特に65歳以上という形で、じゃあ、60歳、今まで無料だった人が来なくなってしまうのではという部分についても、こんな提案を、例えば物販とかがあるので、60歳以上の方は5%引きにするような提案があれば、逆にそういうものを売りにしてもらっても結構ですし、いろいろな発想が出てくると思うんです。そこら辺の工夫を民間さんにいろいろと考えてもらいたいとは思っております。

**【委員】** 説明会のときに、ぜひそういうことを促すような説明をしていただければなど。

**【山崎集客観光課長】** そうですね。特にこういう変わった部分ですね。

**【部会長】** どうぞ、お願いします。

**【委員】** 確認ですけれども、資料2の6ページの数値目標を先ほどご説明いただきましたが、来館者数は明確な数字が示されています。その下の満足度90%以上というのについては恐らくアンケートのこれまでの数字から設定されたと思いますが、記憶が定かではないんですけれども、アンケートの項目の「どちらでもない」という回答は「満足」の中に回答は入れてましたでしょうか。

**【山崎集客観光課長】** モニタリングの状況でアンケートをとっておるんですけれども、満足度がいろいろございまして、来館の感想の満足度と、従業員の対応、それから施設整備の清掃というところの満足度で、一応、「満足」、「やや満足」を回答してくれた方の数字で、来館の感想については、昨年で言いますと72%程度、従業員の対応については90%を超えている、それから施設の設備の清掃状況、これが87.2%と数字がわりとよくなっているの、目標としては90%ぐらいと我々は考えてしまったんですけれども。

**【委員】** 「やや満足」と「満足」で90%ですか。

**【山崎集客観光課長】** そうですね。「やや満足」と「満足」まで入れています。

**【委員】** そうですか。

**【山崎集客観光課長】** ちょっと高い目標かなと思ったんですけれども、一応目標なので、そこを目指してもらいたいと考えて90%としております。

**【委員】** はい、わかりました。

**【部会長】** よろしいでしょうか。お願いします。

**【委員】** ちょっとはつきりしないのであれなんですけれども、はつきりしないというのは、こっちのほうであれなんですけれども、応募要項の4番目、4ページの新たにビジョンとミッションがつけ加えられたというようなことで、これは大変よくて、それから、評価が10点に、施設の利用促進の方策が10点に高められた、これも大変いいこと

ではないかと思うんですけれども、ただ、ちょっとはっきりしないのは、このビジョン、その前に設置目的、ビジョン、ミッションとあるんですけれども、設置目的等、設置ですから、これ、タワーをつくる時に決めたことということですよ。

**【山崎集客観光課長】** はい。

**【委員】** それが今回の提案に対する目的、ビジョンというところと、ちょっとごっちゃになってしまっているんじゃないかなと。もうちょっと言うと、ビジョンの中に、千葉市の観光戦略というのが書いてあるんですけれども、これがまずどうなっているのかというのがあって、その中でタワーがどう位置づけられているのかというのがわからないと、じゃあ、タワーはそれに向かってこうしようということが出てきにくいのではないか、あるいは、その成果がわかりにくいのではないかと思うんです。全部が全部、タワーに押しつけてしまって、市は何も考えていないというのではちょっとまずいのではないかという気がするんですね。市はこういうふうには考えているけれども、それに対してタワーはこういうふうにやってほしい、あるいは、こういうふうにとってもっと効果が出るよという提案を欲しいとか、そういう方向性が1つないと明確ではないかなと。

それからもう1つ、このビジョンとミッションが、ということは、これは全てにかかってくるのではないかと思うんですけれども、申請書の中に、特に4番目が利用促進というか、それに一番かわりがあるところだと思うんですけれども、ただし書きというか、注意書きというんですか、これ、白い四角の書いてある中で、目的、ビジョン、ミッションを踏まえというのが、3番目と4番目と8番目には書いてあるんですけれども、それ以外については書いていないんですね。ここだけが注意するところではなくて、全体的に4番全部が、もしこれが申請するほうに期待することであれば、多分全部にかかってくるので、どこかにまとめてぼんと書いておいて、全ての4、あるいは、1から6までが全てが目的、ビジョン、ミッションを踏まえて書いてくれということを書いておけばいいんじゃないかと。特に重視するのであれば、逆に、多分ここで言えば、(4)の利用促進ですか。それから、ちょっとよくわからないのは、10番目の自主事業の効果的な実施というのは、中を見てみると、実はこの自主事業の実施が全体の基本方針みたいなものを書けと言っているような気がしないでもないんですね。事業実施の。これは4番目の中で、自主事業に関する基本方針について書けということを書いてあるので、多分これはほんとうは最初に入れなければいけないのではないかと。基本方針があって、それぞれ具体的な事業が出てくるのではないかなという気がするんですけれども、特に自主事業に関して。自主事業以外に関しても、当然それなりの考え方はなければいけないわけで、何も自主事業だけではないわけですね。実施するのは全てなわけですから。ですから、まず基本的な考え方がどこかにまずはなければいけないんじゃないかと、これらのミッションとかビジョンを踏まえた基本的な考え方がまずあって、その中でいろいろな事業の提案が出てくるという形をとったほうがわかりやすいのではないかと、う気がちょっとしました。

**【山崎集客観光課長】** ありがとうございます。

また事務局のほうで、よりよい提案書になるように工夫をさせていただきます。

【委員】 ちょっと提案しにくいのではないかという、その辺が……。

【山崎集客観光課長】 ビジョンについては、説明会のときにはもう少し詳しく、市にとっては、今、海辺を、私ども集客観光課では、5 B E A C Hエンジェルスを活用して、千葉みなとも売っていかうとしている部分がありまして、その中心になる千葉みなとエリアではポートタワーが中心になっていただいくということと、それから、先ほどから申している棧橋もできる、美術館もリニューアルオープンした、ここら辺の賑わい、それから西口につながりができましたので、そういったものをきちんと説明会の中で説明して、提案者に提案してもらうような形をとろうと思います。

ありがとうございました。

【委員】 ちょっと港のほうも関わり合ったときがあったものですからね。

それでちょっと、もっと大きな枠があるんじゃないかなと。それがわからないと、小手先ばかりの提案になってしまうのではないかなという気がして。

【部会長】 一通り意見も出たようなんですけれども、これはどういうふうにまとめるんだったか。修正意見があったというふうに、私が最初に申したように字句の訂正的なものは修正意見でも何でもありませんけれども、どういうふうに、検討してもらう、調べてもらうというのも幾つかあったと思いますので……。

修正がないわけではないということで、各委員から示された意見等を踏まえ、事務局において修正していただくようお願いいたしますというまとめ方でよろしいですか。

【山崎集客観光課長】 はい。

【部会長】 では、次の、次回の事業者選定における審査方法等について、事務局より説明をお願いいたします。

【柿崎経済企画課長】 それでは、事務局より説明いたします。事業者選定に係る選定方法について、資料6をごらんいただければと思います。

審査方法等につきましては、全庁的に標準的な案は示されてはおりますが、具体的な方法については、各委員会ごとに設定できる扱いとなっておりますことから、事務局案をお示しいたしますので、ご意見をいただければと思います。

こちらは、左側が前回22年に実施した審査方法でございます。今回27年度審査方法ということで、事務局案として提示しているのが右側の案になります。

22年度のほうですが、まず、審査順ですが、提案書の受付順ということで実施しております。

進め方ですが、事業者からプレゼンテーションを5分以内で、提案の中でも最も重要な重点を置いた部分についてご説明いただきまして、各委員からのヒアリングを15分以内で実施しております。そのヒアリングに基づきまして採点をいたしまして、採点表の提出をいただいております。この1から3を提案事業者ごとに繰り返し実施しております。前回は3者提案してまいりましたので、3者についてこれを実施して、その後、4番ですが、事務局から集計結果の説明、委員間による協議、6として事業者の順位等を決定という流れで前回22年度は実施しております。

今回提示している27年度審査方法（事務局案）のほうですが、この22年度に実施したものに網かけでしております3番、委員間での確認ということで、これを追加させてい

ただいております。

これは、直近でありました平成25年度に長沼原と幕張勤労市民プラザの選定に伴いまして開催された産業部会のほうでもこういうやり方、ヒアリングした後に委員間での確認ということで、例えば、財務にかかわる項目について専門家である公認会計士の河合先生のご意見をいただいたりとかということで、確認しておきたい事項について確認していただきまして、その後、採点していただくという流れを組んでおりますので、今回もヒアリングの後にそれを、皆さんの採点に係る委員間の認識の統一をしていただきたいという趣旨で、3番を追加いたしまして実施できればと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**【部会長】** その点に関してですけれども、あくまでも評価についての合意を目指しての確認ではないということね。

**【柿崎経済企画課長】** そうですね、はい。

**【部会長】** それをこの前も念押ししたんですけれども。

それともう1つは、これ、議事録に載せる、載せないで何か決めたんじゃないか。載せない。

**【柿崎経済企画課長】** この部分については載せないという整理です。

**【部会長】** はい、わかりました。

それと、今、網かけのもう1個の1と2の時間配分、これはどういうイメージ、どういうふうになりそうなんですか。

**【柿崎経済企画課長】** 多分、応募者数については3者程度、変わらないと思いますので、前回同様にプレゼンテーション5分以内、ヒアリング15分ということで念頭に置いていただければと思います。

**【部会長】** はい、わかりました。

実際にやるときは、やっぱり時間制限何分以内でお願いしますと言って割り振った時間を告知した上でやるんですか。それとも、大体の時間を見計らって……。

**【柿崎経済企画課長】** 事業者のほうには、あらかじめプレゼンテーション時間はお示ししておきますが、会場にお越しになった際も、そこは念押しでお伝えして、5分以内ということで厳守していただきたいと思っています。

**【部会長】** はい、わかりました。

**【委員】** ベルを鳴らしますか。

**【柿崎経済企画課長】** はい、そうですね。

**【部会長】** 改めて、今、課長からいただいた説明について、さらにご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

**【委員】** ちょっとよろしいですか。

**【部会長】** はい。

**【委員】** 確認ですけれども、資料2で、指定管理者募集要項（案）とありますね。その3ページに、公募の概要が書いてありまして、3の（4）で、選定の手順として、第1順位から第3順位までの団体を選定する。おっしゃっているのは3者だったので、これは4者以上だったら3位までということを言われているんですよね。

【柿崎経済企画課長】 はい。

【委員】 これは評価をされたその数値で3位まで選ぶと、ですよ。

【柿崎経済企画課長】 はい。

【委員】 これは千葉ポートタワーだけのルールですか。

【柿崎経済企画課長】 いや、これは全庁的な。

【委員】 全庁的な。全部応募者は3位までしか今後選ばない。ヒアリングは3位までということですか。

【部会長】 違う、ヒアリング……。

【山崎集客観光課長】 ヒアリングをして。

【委員】 ヒアリングして。

【山崎集客観光課長】 はい。

【委員】 これはヒアリングした後ですか。

【山崎集客観光課長】 はい。

【委員】 そういいますか、済みません。はい、わかりました。

【部会長】 それでは、ご用意されましたこの審査方法でお願いしたいと思いますので、特段の意見はないということで、事務局案のとおりということにさせていただきます。

本日の議題は以上で終了となります。

以上をもちまして、平成27年度第2回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会観光部会を閉会いたします。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

【柿崎経済企画課長】 委員の皆様方、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

幾つか事務局のほうからご連絡申し上げます。

まず、今回、修正のご意見をいただいた資料につきましては、速やかに修正をいたしまして、委員の皆様方に送付いたしますので、ご確認をお願いしたいと思います。

その次に、本日の議事録ですが、後日、皆様に内容の確認をお願いする予定です。案を作成し次第、事務局よりご連絡申し上げますので、議事録についてもよろしく願います。

次に、会議の開催予定ですが、第3回の観光部会、この会ですが、事前に調整しているとおり、10月7日水曜日の、ちょっと早いんですが、9時半から、場所がここではなくて、モノレールを挟んで向こう側の中央コミュニティセンターの8階「海鷗・千鳥」という部屋がございますので、そちらのほうで開催を予定しております。よろしく願います。

なお、終了予定時間につきましては、応募事業者数によりまして左右されますが、お昼までには終了させたいという予定にしておりますので、よろしく願います。

また、常任委員の皆様につきましては、来週ですが、8月19日水曜日、午後2時から、それはこちらの同じ部屋になりますが、農政部会を開催予定としております。

また、8月21日金曜日の午後2時から、産業部会といたしまして、勤労市民プラザ

の総合評価とか、あと、産業振興財団の千葉ビジネスセンター、その2件について総合評価をお願いすると思いますので、その件につきましてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、会議の冒頭に申し上げましたとおり、本日配付させていただいております資料につきまして、1から5の資料、事務局のほうで回収させていただきますので、机の上に置いたままお帰ひいただければと思ひます。

それでは、以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —